

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 Q&A

1. 申請資格・対象住宅に関すること

Q 1	申請者は誰になりますか。
A 1	市内に住民登録をし、登録された住所に現に居住している方が申請者となります。
Q 2	所有者（登記名義人）が亡くなり未登記の場合は、誰を申請者とすればよいですか。
A 2	その住宅に居住している所有者の2親等以内の親族であれば、申請者となることが可能です。
Q 3	以前この補助金を利用したことがありますか、再度申請できますか。
A 3	再度の申請は可能ですが、過去に交付を受けている住宅または申請者の場合は、補助率が通常よりも低く設定されます。
Q 4	アパートのオーナーですが、私自身も建物の一室に住んでいます。自宅部分のリフォームは対象になりますか。
A 4	賃貸物件およびオーナーが居住する賃貸併用物件については、自宅部分の工事であっても建物全体が補助対象外となります。
Q 5	親が所有するアパートの一室に、息子が住所を置いて生活しているケースは対象になりますか。
A 5	賃貸物件は建物全体が補助対象外となるため、親族が居住していても対象とは認められません。
Q 6	分譲マンションの一室をリフォームする場合は対象になりますか。
A 6	対象となります。自己の居住の用に供する専有部分の改修は補助対象です。
Q 7	母屋と離れた納屋を住宅用にリフォームする場合は、対象になりますか。
A 7	現在居住している住宅のリフォームを対象としているため、離れた納屋の改修は対象外です。
Q 8	併用住宅（店舗、事務所等）の場合、補助対象額はどのように算定しますか。
A 8	居住部分のみが対象となります。屋根のリフォーム等で範囲が明確でない場合は、居住部分と店舗部分の床面積に応じて補助額を按分して算定します。
Q 9	同意事項の「同一世帯員本人に確認」とは子どもも含みますか。何歳以上からですか。
A 9	税情報の確認を行うため、年齢にかかわらず「収入があると見込まれる方」については、すべて確認を行ってください。
Q 10	現在工事中ですが申請できますか。
A 10	交付決定通知前に工事に着手している場合、または既に完了している場合は、申請を受け付けることができません。

2. 手続き・書類に関すること

Q 11	書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。
A 11	施工業者が代理として窓口に持参いただくことも可能です。

Q 12 見積書の書式に指定はありますか。
A 12 指定はありませんが、工事内容が明確であり、補助対象経費と対象外経費が判別できるように作成してください。
Q 13 工事前の写真は必要ですか。
A 13 工事着手前の状態を確認するため、「着工前（工事前）の写真」を必ず添付してください。
Q 14 申請から交付決定までどれくらいかかりますか。
A 14 申し込み多数の場合は抽選を行い、その後2～3週間程度で決定通知を発送します。
Q 15 交付決定後に工事内容や金額が変わった場合、変更申請は必要ですか。
A 15 変更申請の手続きは不要です。ただし、補助対象額が当初より減額になる場合は、実績報告時に再見積書（または精算明細書）を添付してください。

3. 通常工事（対象・対象外の判断）

Q 16 市内の業者が市外のハウスメーカーの下請けで工事をする場合は対象となりますか。
A 16 市内の施工業者が直接申請者と契約した工事のみを対象としているため、下請け工事は対象外となります。
Q 17 施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。
A 17 施工業者が自身の住宅を施工する場合は対象外となりますが、その会社に勤める従業員が自社を利用してリフォームを行う場合は対象となります。
Q 18 個人（DIY）でリフォームする場合、材料費などは対象となりますか。
A 18 施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っているため、個人で施工される場合は対象外となります。
Q 19 シロアリ駆除作業は対象になりますか。
A 19 駆除作業のみでは対象となりませんが、駆除後の補修や部材交換を伴う場合はその工事費が対象となります。
Q 20 外壁工事等の際の足場代は、対象経費に含んでよいですか。
A 20 工事に必要な付帯工事として対象に含まれます。
Q 21 屋根の塗装や葺替え、雨樋の交換は対象になりますか。
A 21 対象となります。
Q 22 洋式便器から洋式便器への交換は対象になりますか。
A 22 補助対象となります。ただし、便座（ウォシュレット等）のみの交換は対象外です。
Q 23 レンジフードやガスコンロのみの交換は対象になりますか。
A 23 取付工事を伴うものであれば対象となります。ただし、置くだけのコンロは対象外です。

<p>Q 24 洗面台のシャワー部分など、製品の一部の交換は対象になりますか。</p>
<p>A 24 部分的な修理や部品交換にあたるため、対象外となります。</p>
<p>Q 25 換気扇や照明器具の交換は対象ですか。</p>
<p>A 25 それらが設置されている壁や天井の内装改修を同時に行う場合に限り、対象となります。単体での取替えは対象外です。</p>
<p>Q 26 仮設トイレの設置費用は対象になりますか。</p>
<p>A 26 リフォーム工事期間中の設置であれば、補助対象経費に含めることができます。</p>
<p>Q 27 玄関手すりの取付はポーチ部分も含まれますか。</p>
<p>A 27 玄関扉から住宅基礎に面する地面部分までなど、玄関への出入りに必要な範囲であれば対象となります。</p>
<p>Q 28 ウッドデッキの設置は対象になりますか。</p>
<p>A 28 住宅本体と一体となっており、容易に取り外しができない構造であれば対象となる場合があります。</p>
<p>Q 29 アンテナの交換や新設は対象になりますか。</p>
<p>A 29 取付工賃のみ補助対象となります。</p>
<p>Q 30 門扉、ブロック塀、造園、独立したカーポートの工事は対象になりますか。</p>
<p>A 30 住宅本体ではないため、すべて補助対象外となります。</p>
<p>Q 31 住宅の一部を取り壊す（減築）だけの工事は対象になりますか。</p>
<p>A 31 解体・撤去のみの工事はリフォームにあたらないため、対象外となります。</p>

4. 省エネ工事・断熱改修

<p>Q 32 エアコンや照明の取替えは対象になりますか。</p>
<p>A 32 通常工事では対象外ですが、トップランナー基準を達成した製品への取替工事であれば「省エネ工事」として対象となります。※新設は対象外です。</p>
<p>Q 33 給湯器を新設・交換する場合は対象ですか。</p>
<p>A 33 水回り改修と併せて行う場合は「通常工事」、基準を満たした製品への交換のみを行う場合は「省エネ工事」として対象となります。※省エネ工事での新設は対象外です。</p>
<p>Q 34 断熱改修工事はどのようなものが対象になりますか。</p>
<p>A 34 窓等の開口部改修（熱貫流率2.33以下）や、断熱材（熱伝導率0.052以下）を用いた内装・外装工事が対象となります。</p>
<p>Q 35 断熱工事の「施工中（隠れる箇所）」の写真とは何ですか。</p>
<p>A 35 壁や天井をふさぐ前の、断熱材が設置された状態の写真です。完了後は確認できなくなるため、必ず仕上げ前に撮影してください。</p>

5. 実績報告・振込に関すること

Q 36 振込先が分かるものは、通帳の表紙のコピーのみでよいですか。

A 36 表紙だけでなく、名義人フリガナ等が記載された「見開きページ」のコピーを必ず添付してください。

Q 37 通帳のコピーは申請者の家族のものでも大丈夫ですか。

A 37 振込先は申請者本人の名義に限ります。異なる名義の口座へ振り込むことはできません。

Q 38 領収書の宛名が家族の名前になっていますが、受け付けられますか。

A 38 原則として申請者本人のフルネームが記載された領収書が必要です。宛名が「上様」や空白のものも受け付けられません。

Q 39 銀行振込で支払ったため領収書がありません。どうすればよいですか。

A 39 振込日、金額、振込先、振込人が確認できる振込明細書（コピー可）の提出により代用可能です。

Q 40 断熱工事で施工中の写真を撮り忘れた場合、完了後の写真だけでよいですか。

A 40 原則として補助対象外となります。ただし、やむを得ず撮影できなかった場合に限り、納品書や施工証明書（市様式）の提出により例外的に認める場合があります。

Q 41 窓の断熱改修や給湯器の交換でも、施工中の写真は必要ですか。

A 41 完了後も製品本体が確認できるため、施工中の写真は不要です。「工事后」と性能確認のための「型番写真」を提出してください。

Q 42 型番写真がぼやけて文字が読めない場合はどうなりますか。

A 42 性能要件の確認ができないため、再撮影・再提出をお願いすることになります。

Q 43 書類はいつまでに提出すればよいですか。

A 43 工事完了日から30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q 44 実績報告から振込みまでどれくらいかかりますか。

A 44 受理後、概ね3週間程度で補助金額が確定し、確定通知書の送付後に指定口座へ振り込まれます。